

工事請負契約等に係る入札参加停止

独占禁止法違反行為等の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、下記業者に対し、入札参加停止を行いました。

(1件1者)

1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第4条第3項及び別表第2第4号(独占禁止法違反行為)に該当する。

2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者
商号	西日本電信電話株式会社
代表者氏名	代表取締役社長 森林 正彰
本店所在地	大阪府大阪市都島区東野田町 4-15-82
停止期間	3か月

3 入札参加停止の理由

西日本電信電話株式会社は、広島県及び広島市発注の特定コンピュータ機器の入札において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、公正取引委員会から令和4年10月6日、違反業者として公表され、排除措置命令及び課徴金納付命令(課徴金減免制度適用業者であるため納付は免除)を受けた。

4 停止期間の始期及び終期

令和4年10月26日から令和5年1月25日まで

(参考) 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第4条第3項

措置要件
知事は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前2項及び第5条第1項第1号から第3号までの規定による入札参加停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、入札参加停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第4号

措置要件	措置期間
業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	6か月以上24か月以内